

大阪市立中野中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

- (注意1) 「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせている。「いじめられた児童生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行うこと。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにすること。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、該当生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- (注意2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等該当生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人的関係のあるものを指す。
- (注意3) 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注意4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (注意5) けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

参考:文部科学省のHP(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm)

2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑法法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級にも起こり得る。」という認識のもと、「人間尊重の精神を基盤とし、国際社会の一員として、個性を生かし、自ら学ぶ態度と心豊かにたくましく生きる力」を育むために「中野中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下にあげる。

- ① 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」の雰囲気づくりを推進するため、学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の醸成に努めるものとする。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談活動以外でも、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ④ いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、指導・支援体制を組み、早期解決を図る。
- ⑤ 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、指導・支援を図る。

4. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

(2) インターネット等におけるいじめの防止

携帯・スマートフォン等の使用について保護者啓発や生徒対象の講話（例：関係機関との連携によるインターネット利用安全教室）等を実施する。個人情報や、誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育や指導を継続して行う。保護者に対しても、具体的な実態をもとに「家庭でのルールづくり」の重要性について、説明会などで働きかける。

(3) 道徳授業の充実と授業規律の確保

道徳授業における指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究等、授業改善に取り組むことで、豊かな情操と道徳心を培い、自他共に尊重する精神を養う。また、毎時間、生徒が集中して取り組みやすい環境づくりを徹底して行い、授業規律の確保に努める。また、全員の生徒に学習での自己有用感を高め、少しでも達成感や充実感等での居場所づくりとするために、授業において話し合い活動等の共通実践を実施する。

(4) 生徒会活動の活性化

生徒会主体の活動を企画し(清掃活動、スローガン作成など)、実行する。

5. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) アンケートの実施

長期休業あけ等に、定期的（年3回）に実施する。いじめをうかがわせるような情報がある場合には、臨時にアンケートを実施する。

(2) 教育相談活動の実施

教育相談を定期的（年2～3回）に実施し、全生徒を対象とした教育相談活動を進める。

6. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 学校内の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任、
スクールカウンセラー、PTA会長

※事案に応じて、担任あるいは部活動顧問等を加える。

<役割>

- いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への聞き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

(2) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめをうけた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる場合もある。
- ④ 必要に応じて、スクールカウンセラーやSWS等を活用し、いじめを受けた生徒の心のケアを行う。
- ⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ

